

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
吉野川市	鴨島地区	令和4年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	469.01 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	304.07 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	90.62 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	42.71 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	29.82 ha

2 対象地区の課題

現状は他地区と比較して中心経営体の人数は多いが、地区全体にまんべんなく担い手がいる状況ではない。また、大雨による内水の被害が例年発生しており、この地区の大きな悩みとなっている。そういった地域では畑作を行う担い手が農地を活用することは難しく、排水の問題の解決が待たれている。また、中山間地域では耕作放棄地や荒廃農地が増加している。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内で貸し出し希望農地が出た場合は中心経営体に集約するよう取り組んでいく。また、地区内で中心経営体が少ない地域では、新規就農者の育成や他地区からの受け入れができるよう取り組んでいく。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		野菜	6.51 ha	野菜	8.51 ha	
認農法		野菜	13.65 ha	野菜	13.65 ha	
認農法		野菜	1.87 ha	野菜	1.87 ha	
認農法		野菜	2.98 ha	野菜	10.00 ha	
認農		水稲+野菜	0.60 ha	水稲+野菜	0.60 ha	
認農		水稲+野菜	1.29 ha	水稲+野菜	1.29 ha	
認農		野菜	0.66 ha	野菜	0.66 ha	
認農		野菜	1.39 ha	野菜	1.39 ha	
認農		水稲+野菜	0.70 ha	水稲+野菜	0.70 ha	
認農		水稲+野菜	0.91 ha	水稲+野菜	0.91 ha	
認農		水稲+野菜	1.47 ha	水稲+野菜	1.47 ha	
認農		水稲+野菜	1.09 ha	水稲+野菜	1.09 ha	
認農		野菜	1.61 ha	野菜	1.61 ha	
認農		野菜+果樹	1.29 ha	野菜+果樹	1.29 ha	
認農		野菜	4.06 ha	野菜	4.06 ha	
認農		野菜	1.24 ha	野菜	1.24 ha	
認農		水稲+野菜	1.31 ha	水稲+野菜	1.71 ha	
認農		野菜	0.48 ha	野菜	0.48 ha	
認農		水稲+野菜	4.02 ha	水稲+野菜	4.02 ha	
認農		水稲+野菜	1.03 ha	水稲+野菜	1.03 ha	
認農		水稲+野菜	2.97 ha	水稲+野菜	2.97 ha	
認農		野菜	0.97 ha	野菜	0.97 ha	
認農		野菜	0.90 ha	野菜	0.90 ha	
認農		水稲+野菜	2.44 ha	水稲+野菜	2.44 ha	
認農		水稲+野菜	1.66 ha	水稲+野菜	1.66 ha	
認農		野菜	2.95 ha	野菜	3.25 ha	
認農		水稲+野菜	7.37 ha	水稲+野菜	7.37 ha	
認農		野菜	1.56 ha	野菜	1.56 ha	
認農		野菜	0.94 ha	野菜	0.94 ha	
認農		野菜	1.21 ha	野菜	3.21 ha	
認就		野菜	1.53 ha	野菜	2.53 ha	
認就		野菜	0.60 ha	野菜	2.60 ha	
認就		野菜	1.83 ha	野菜	1.83 ha	
認就		野菜	0.45 ha	野菜	3.95 ha	
認就		野菜	0.09 ha	野菜	0.09 ha	
認就		野菜	0.33 ha	野菜	0.62 ha	
認就		野菜	1.16 ha	野菜	5.00 ha	
認就				水稲+野菜	1.50 ha	
認就				野菜	0.60 ha	
認就		野菜	3.23 ha	野菜	8.00 ha	
到達		水稲+野菜	2.37 ha	水稲+野菜	2.37 ha	
到達		野菜	0.89 ha	野菜	1.49 ha	
到達		水稲+野菜	0.35 ha	水稲+野菜	0.35 ha	
到達		野菜	0.07 ha	野菜	0.07 ha	
計	44人		84.04 ha		113.87 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用方針

知恵島地区が現在重点実施地区となっている。

将来の経営農地の集約化や効率的な営農の他、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には新たな受け手への付け替えをスムーズに進めることができるよう、農地中間管理機構の活用を推進する。

新規作物等の導入方針

既に農地の確保が十分にされている中心経営体については収益性の高い作物や新規作物の導入等の推進を検討する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

猟友会との連携により被害状況の把握や、侵入防止柵の活用等を推進する。

